

北海道新得町「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔新得町協議書より抜粋〕

新得町は北海道の中央、十勝の最西部に位置し、道央・札幌市方面からの玄関口となっております。狩勝高原を中心に様々なアクティビティメニューと宿泊施設、温泉がそろっており、北海道でも有数のリゾート地であるサホロリゾートを有しております。また、日本百名山のトムラウシ山とその麓に位置する秘境、トムラウシ温泉やサウナで体を温めたあとに凍った湖に穴を開け水風呂代わりにするアヴァント、ワカサギ釣り、夏は乗馬やカヌー、ラフティングなどアクティビティについても充実しております。

新得町の令和6年度の観光入込客は、56万7千人、宿泊客延べ数は14万9千人となっており、そのうち外国人宿泊客が5万7千人で全体の38%を占めています。国内客、外国人客ともに冬期間にピークを迎えており、通年での観光客誘致が課題となっております。

持続可能な町づくりの実現のためには、町外から訪れていただいた方たちが地域における消費の拡大という意味での「外貨獲得策」として、観光振興が重要となっております。特に冬期間にインバウンドが集中するサホロリゾート地区は、重要な役割を果たすことが期待され、そのインバウンドをはじめとした観光客をいかに町内全体へ波及させていくかが課題となっております。

観光振興は町の経済を支える極めて重要な産業であり、インバウンドを含めさらに多くの観光客を誘致していくためには、既存の観光振興の取組に加え、観光資源の魅力向上と情報発信の強化、受入環境の充実に継続的に取り組んで旅行者の満足度や利便性を高め、さらに多くの旅行者を呼び込み、地域における消費を増加させるといった、地域経済と観光振興の好循環を生み出して持続可能な観光振興を進めていく必要があります。

このため、観光施策の効果を楽しむ町内外からの宿泊者に広く負担を求めることで安定的な財源を確保し、質・量ともに充実した施策展開を図ることが必要であり、観光振興を目的とした税として、町内の宿泊施設に宿泊する者に対し宿泊税を課することとするため、この条例を制定したものであります。

2. 概要 [新得町協議書より]

課税団体	北海道新得町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	新得町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	観光資源の魅力向上、情報発信の強化及び宿泊者をはじめとする来訪者の受入環境の充実など継続的な観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5千円未満 50円 ・ 5千円以上2万円未満 100円 ・ 2万円以上5万円未満 200円 ・ 5万円以上 500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約1,449万円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約143万円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

新得町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、新得町宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、北海道宿泊税と合わせて一泊につき150円（宿泊料金5千円未満）、200円（同5千円以上2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、1,000円（同5万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

新得町宿泊税は、新得町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

新得町宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

北海道留寿都村「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔留寿都村協議書より抜粋〕

留寿都村は北海道内でも屈指の規模を有するルスツリゾートが存在し、スキー場、遊園地及びゴルフ場をはじめとする観光施設を有していることから、年間を通じて多くの観光客及び宿泊客が訪れており、地域経済をけん引する重要な役割を担っているところです。観光施設の存在は、関連する様々な産業とともに交流人口の増加、消費の拡大、雇用の確保及び定住人口の増加など幅広い経済効果を本村にもたらし、地域の活性化に大きく貢献しているところです。

しかしながら、令和元年度以降、コロナ禍により年間約150万人前後で推移してきた入込客数が大きく落ち込み、その後もコロナ禍前までの水準には回復しきっていない状況が続く一方で、良質なパウダースノーを求める外国人観光客が増加しており、年々その割合が増加傾向にあります。本村としては、観光地としての魅力の向上及び地域経済の活性化のため、二次交通の充実、飲食店の充実、外国人観光客への対応、観光施設の老朽化対策、観光情報発信の強化及び観光協会の体制強化といった本村の観光振興のための課題解決に取り組むとともに、観光事業者への支援を行い、落ち込んだ観光客及び宿泊客の回復のための施策を積極的に展開していく必要があるところです。

観光客及び宿泊客回復のための観光振興施策や今後増加する外国人観光客への対応が必要となってくる中で、今後ますます観光費の支出が必要になってくると考えられるところですが、本村における観光費のうち、約7割が観光施設の維持管理費に充てられており、人件費やコスト高により年々維持管理に係る費用が増加する中、いわゆるソフト事業に充てられる金額は限られている状況であり、積極的な財政支出をすることが難しくなっている状況です。

このため、本村が抱えている観光に係る課題を解決し、観光地として魅力向上を図るため積極的に施策を推進していくためには、地方交付税に頼らない安定した財源の確保が必要であることから、観光に係る施策の効果を楽しむ国内外から訪れる宿泊客に広く負担を求めることで安定的な財源を確保し、質・量ともに充実した施策展開を図ることとし、観光振興を目的とした税として、村内の宿泊施設に宿泊する者に宿泊税を課することとするため、この条例を制定したものです。

2. 概要 [留寿都村協議書より]

課税団体	北海道留寿都村
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	留寿都村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	留寿都村の観光振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2万円未満 100円 ・ 2万円以上5万円未満 200円 ・ 5万円以上 500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約6,757万円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約71万円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

留寿都村宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、留寿都村宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、北海道宿泊税と合わせて一泊につき200円（宿泊料金2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、1,000円（同5万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

留寿都村宿泊税は、留寿都村内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

留寿都村宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

栃木県那須町「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔那須町協議書より抜粋〕

日光国立公園の一部でもある那須町は、雄大な那須連山や1390年以上の歴史を持つ那須温泉郷をはじめとする観光資源に恵まれています。さらに高原地区には、皇室の方々が訪れる御用邸もあることから、「ロイヤルリゾート那須」としても知られています。

また、芦野・伊王野地区には、里山や昔ながらの田園風景が残されており、松尾芭蕉や義経伝説が息づく歴史的文化遺産も数多く存在しています。

こうした豊かな観光資源を有する那須町は、年間を通じて多くの観光客が訪れ、観光が地域経済や雇用を支える基幹産業となっています。今後も持続可能な観光地として発展を続けていくためには、旅行者の多様化するニーズや旅行形態の変化に対応し、町全体が一体となった観光まちづくりを進めていくことが求められます。

町内には地域ごとに個性豊かな観光資源が点在しており、それらを掘り起こし、磨き上げることで、町全体の魅力の底上げと観光客の周遊性の向上を図る必要があります。宿泊施設の稼働率向上を通じて地域経済への波及効果を高めていくことも重要な課題です。

一方で、本町においても人口減少と少子高齢化の進行により、将来的には町税収入の減少や社会保障費の増加による財政の硬直化が懸念されています。こうした中、観光振興施策を持続的かつ安定的に推進していくためには、町の一般財源に過度に依存することなく、観光施策に特化した財源の確保が必要です。

以上のことから、町が国内外から選ばれ続ける観光地として発展していくことを目指し、歴史ある温泉や雄大な自然環境など多様な観光資源を磨き上げ、地域の魅力を高めることにより、「第4次那須町観光振興計画」に掲げる「世界に通用する観光地を目指して」の実現に向けた財源を確保するため、法定外目的税である宿泊税を創設することとし、那須町の特性を踏まえたものとなるよう制度設計を行い、宿泊税を新設するものであります。

2. 概要

[那須町協議書より]

課税団体	栃木県那須町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	那須町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	那須町の観光資源を磨き上げ、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1万円未満 100円 ・ 1万円以上2万円未満 300円 ・ 2万円以上3万円未満 500円 ・ 3万円以上5万円未満 800円 ・ 5万円以上10万円未満 1,500円 ・ 10万円以上 3,000円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約3.0億円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 年齢12歳未満の者
徴税費用見込額	（平年度）約0.2億円
課税を行う期間	条例施行後、必要に応じて見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

那須町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、那須町宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき100円（宿泊料金1万円未満）、300円（同1万円以上2万円未満）、500円（同2万円以上3万円未満）、800円（同3万円以上5万円未満）、1,500円（同5万円以上10万円未満）、3,000円（同10万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

※10万円以上の区分についても、宿泊者の担税力を踏まえ、同様の税率区分を設定している北海道ニセコ町（10万円以上の区分について、道税と合わせて2,500円を課税）、また、宿泊料金に3%の税率を設定している北海道倶知安町（10万円の宿泊料金について、道税と合わせて3,000円を課税）の事例と比しても住民の負担が著しく過重とまではいえない

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

那須町宿泊税は、那須町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

那須町宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

神奈川県湯河原町「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔湯河原町協議書より抜粋〕

湯河原町は、四季を通じて温暖な気候に恵まれ、温泉、文化、史跡、産業、景観など、歴史文化の香り漂う貴重な地域資源や、海、山、川など豊かな自然環境といったかけがえのない資源を豊富に有している。

本町の基幹産業は、これらの恵まれた地域資源を生かした観光業であるが、町の宿泊客数は、平成2年の約133万人をピークに減少傾向にあり、コロナ禍によりこの傾向にさらに拍車がかかり、令和3年には約40万人まで落ち込んでいる。コロナ禍が収束した現在、宿泊客数は回復傾向にあるものの、最盛期には程遠い状況である。

こうした中、本町では、町・町民・観光事業者・観光関係団体等が一体となって観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために平成22年に制定された「湯河原町観光立町推進条例」のもと、令和3年に第2期湯河原町観光立町推進計画を改定し、Ⅰ観光客が楽しめる魅力ある観光地をつくる、Ⅱ観光客の来訪を促す環境をつくる、Ⅲ全町的な広がりで見守り観光まちづくりを進める、Ⅳ観光立町を実現する仕組みを整える、を基本方針として掲げ、地域経済を推進する上でも、観光を町の基幹産業として更に発展させ、「湯河原らしい」観光立町を「オール湯河原」でめざしていく取組みを推進しており、また、取組みの財政上の措置として、本条例において観光立町の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとしている。

一方、本町は人口戦略会議が令和6年4月24日に発表した『令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート』において消滅可能性自治体に挙げられるなど、少子高齢化に伴う急激な人口減少が進んでおり、併せて地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念されている。高齢化率は2023年時点の42.6%から2050年には59.7%と上昇する見込みであり、人口減少とともに高齢化率も上昇することから、町民の所得減少による税収減だけでなく、医療・介護サービスの需要増や地域の公的サービスのニーズ変化、労働人口減少への対策といった新たな財政需要が発生し、併せて社会保障費の増大により財政的な硬直化が進行することで、相対的に観光施策に充てられる財源も少なくなっていくことが懸念される。

本町における観光業(宿泊・飲食サービス業)は、付加価値額でみる町の産業構成割合として3番目に高い産業であり、また、従業員数では最大数を誇ることから、観光業は町の地域経済への波及効果が非常に高いといえ、人口減少が進み、地域の経済産業活動の縮小が懸念される中においては「観光振興」の重要性は益々高まってきていることが伺える。

こうした背景のもと、交流人口を拡大させ、湯河原町の地域経済の活性化に大きく貢献する観光業に対する施策を継続的に実施し、地域社会・経済の好循環を生み出していくことを目的とした安定的な財源の確保として、宿泊施設への宿泊行為に課する、受益に応じた負担を求める関係が明確な、法定外目的税としての「宿泊税」を創設するものである。

2. 概要 [湯河原町協議書より]

課税団体	神奈川県湯河原町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	湯河原町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円未満 300円 ・ 5万円以上 500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約1.9億円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 年齢12歳未満の者 ・ 地震等の災害が発生した場合における被災者
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

湯河原町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、湯河原町宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一泊につき300円（宿泊料金5万円未満）、500円（同5万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

湯河原町宿泊税は、湯河原町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

湯河原町宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

長野県軽井沢町「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔軽井沢町協議書より抜粋〕

軽井沢町は、雄大な浅間山にいだかれた高原で、古くは明治時代、外国人宣教師により国際的な避暑地として見出されて以来、国際親善文化観光都市としての基礎を築き、今や国内でも有数の避暑地として知られ、夏の軽井沢から四季を通じての「健康休養地」として環境整備、文化施設、スポーツ施設の整備を充実させ、誘客を図っております。

誘客が功を奏して多くの観光客が訪れるようになりましたが、その反面では、観光シーズンにおける慢性的な渋滞や駐車場不足などの問題もあり、ごみ処理問題、公衆トイレのバリアフリー化等、今後も多くの課題が山積みとなります。

現状としまして、観光振興経費とし、年間約4.3億円(町財政のうち2割程度)を投じておりますが、普通交付税不交付団体であるため、今後予測されるハード面の改修などは、観光振興経費の更なる増加につながるため、新たな財源を確保する必要があり新税の導入を検討してまいりました。

法定外目的税として「宿泊税」を新設し、国際親善文化観光都市及び滞在型保養地としての魅力を高め、及び来訪者の受入れ環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てることとします。

宿泊税の用途は、内部の検討委員会の他に、有識者や宿泊事業者等を含めた外部のメンバーを含めた宿泊税用途検討委員会(仮称)を設置し、毎年度、多様な意見を聞きながら、用途を決定していくこととします。

また、ハード面等について、単年度での予算では執行できないものについて、「軽井沢町宿泊税条例」と併せて、「軽井沢町宿泊税基金条例」を制定し、適宜、基金への積み立て及び取崩しを行うこととします。

2. 概要 [軽井沢町協議書より]

課税団体	長野県軽井沢町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	軽井沢町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	「国際親善文化観光都市」および「保健休養地」として、自然や文化等、観光資源の魅力を高めるとともに、来訪者の受入れ環境の整備等、観光の振興を図るための費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 <ul style="list-style-type: none"> ・6千円以上1万円未満 150円（制度開始3年間は100円） ・1万円以上10万円未満 200円（同上 150円） ・10万円以上 650円（同上 600円）
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約3.2億円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊 ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が1人1泊6,000円未満の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

軽井沢町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、軽井沢町宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、長野県宿泊税と合わせて一泊につき300円（宿泊料金6千円以上1万円未満）、350円（同1万円以上10万円未満）、800円（同10万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

軽井沢町宿泊税は、軽井沢町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

軽井沢町宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

長野県阿智村「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔阿智村協議書より抜粋〕

阿智村は、南信州を代表する温泉地である「昼神温泉」を中心に、平成18年度環境省全国星空継続観察第1位となった「日本一の星空」や、約5000本が咲き誇る「日本一の花桃の里」をはじめとした観光コンテンツを有し、豊かな自然を求めて多くの観光客が訪れます。また、村内の観光消費額は約50億円で推移し、南信州全体の観光消費額の約50%を占めることから、南信州の経済の牽引役として役割は大きい。

村内来訪者は、日本一コンテンツと宿泊施設を周遊し、最盛期には交通渋滞を引き起こすなどオーバーツーリズムとなっていることから、新たな観光コンテンツを掘り起こすことで来訪者の分散化や魅力向上、受け入れ環境の整備などが必要である。

村へのアクセスは、名古屋・豊田方面を結ぶ国道153号や国道256号を介して国道19号による愛知・岐阜方面、中央自動車道による関東・関西方面からアクセスが可能であるが、静岡県浜松市と南信州を結ぶ三遠南信自動車道の開通や、東京～名古屋を結ぶリニア中央新幹線が開業することで、さらに多くの観光客の来訪が予想されるため、「昼神温泉リニア新時代構想」を策定することによる、近い将来のリニア新時代を見据えたまちづくりについても検討してきた。

一方で、本村の人口は2024年1月現在5,989人で、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」令和5(2023)年推計によると、2050年には3,580人と大きく減少することが予想されることから、地方交付税や、税収の増加は考えにくい状況にあり、村民だけの経済活動は限界である。

人口が減少するなかで、阿智村が経済の牽引役を果たすという重要な役割を担い、持続可能な地域づくりを実現するためには、必要な財源を新たに、かつ安定的な方法で確保していく必要があるため宿泊税が検討されることとなった。

今後の人口減少による地域経済が縮小することが懸念されるなか、観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の整備など観光振興を図る施策に要する費用を確保することは難しいこと、併せてリニア新時代に向けた「昼神温泉リニア新時代構想」実現のための財源が必要となり、拡大が見込まれる観光振興に係る財源を将来に亘り確保し続けることは難しい。

そのような背景のもと、宿泊税の導入に向けた検討を行うため、令和5年11月に「宿泊税に関する調査検討委員会」を設置し、先進事例や、村内宿泊事業者から聴取した意見を参考に、課税要件等についての議論を進め、令和6年3月に同委員会から本村に報告書が提出された。

同時期に長野県においても県内全域において宿泊税を課することが検討されており、県と独自課税市町村との調整・協議を重ねてきた。

本村は宿泊者の過重な負担や宿泊事業者の事務負担に配慮し、税率を除いて県に準ずる内容とすることで令和7年6月、村議会に阿智村宿泊税条例を提案し、同年6月20日に可決されたところである。

本村の宿泊税は、阿智村が観光による持続可能な地域づくりを目指し、観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の整備、昼神温泉リニア新時代構想の実現をはじめとする観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊施設における宿泊に対し、宿泊者に課するものとする。

2. 概要 [阿智村協議書より]

課税団体	長野県阿智村
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	阿智村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	阿智村が観光による持続可能な地域づくりを目指し、観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の整備、昼神温泉リニア新時代構想の実現をはじめとする観光振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約0.6億円
課税免除等	・ 幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊 ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） ・ 宿泊料金が1人1泊6,000円未満の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度）約192万円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

阿智村宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、阿智村宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、長野県宿泊税と合わせて一泊につき350円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

阿智村宿泊税は、阿智村内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

阿智村宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

長野県白馬村「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [白馬村協議書より抜粋]

白馬村は、北アルプス白馬連峰という象徴的かつ魅力的な山岳資源を有し、登山やスキーを中心とした観光立村として今日まで発展を遂げてきた。近年では、日本人観光客数の減少傾向が続いている一方で、訪日外国人観光客数が急激に増加する等、観光を取り巻く環境に加え、住民の生活環境も劇的に変化している。また、国内他地域と同様に、人口減少・少子高齢化の進展は今後益々厳しさを増していくと推測され、将来は必ずしも楽観視できる状況ではない。

こうした環境変化の中にあって、白馬村を将来にわたり持続可能な観光地としていくため、平成28年3月に「白馬村観光地経営計画」を策定し、観光地として目指すべき方向性や必要な戦略等を示すとともに、これらを実行していくための体制や方策をとりまとめた。

「白馬村観光地経営計画」では、白馬村観光の目標像を「恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残すマウンテンリゾート・Hakuba」と定め、10の戦略が示されたほか、各戦略を進めていくための基盤整備として、計画を着実に推進していくための体制の構築を進めるとともに、観光地域づくりを推進するための新たな独自財源の確保を図ることとされた。

白馬村観光の現状や課題、今後の方向性を踏まえると、ハード・ソフト両面から様々な観光振興施策に取り組んでいく必要がある。一方で、高齢化による社会保障関係費の増加に加え、教育や子育て関係費、道路や水道、ごみ処理等の社会的基盤の維持費の増加などによって、村財政の硬直化が懸念されており、既存財源の中では観光振興のための財源を安定的かつ継続的に確保することが困難になってきている。

また、自治体の標準的な財政需要は、人口を基本に設定されていることから、観光振興施策の成果として村税収入が増加しても地方交付税が減少することとなるため、財政規模に変わりはなく、自主財源の増加は見込むことができない。

人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、白馬村が観光立村として生き残るためには、官民を問わず観光施策への継続的な投資は必須である。そのための財源は依存財源ではなく、自主財源によって必要な収入規模を安定的かつ持続的に確保することが重要であり、施策等の決定においてはスピード感が求められる点からも自主財源が有利である。

以上を考慮すると、自主財源としては法定外税が適切であり、その一つである宿泊税については、多くの自治体で既に導入されており、導入に向けた検討も進められている。地域の魅力を求めて来訪する者にその魅力の維持管理に対して支援を求めることや、来訪による環境への負荷に対して負担を求めることは社会的にも十分に認められてきている。

新設する法定外目的税は宿泊税で、その目的は、美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民

生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てることである。

宿泊税は観光客である宿泊者が負担するものであることから、観光客の利便性や満足度の向上に資する事業に充てることを前提とし、同時に、観光客が訪れることで生じる自然環境や住民生活へのマイナスの影響を抑えるための事業にも充てる。あわせて、地域資源を保全・活用・継承するための環境と制度を整えることで、次世代に誇れる持続可能な観光地を実現する。

宿泊税は目的税であっても、用途が発散するリスクがあるため、用途を持続的に管理する仕組みが必要である。そのため白馬村では、「白馬村宿泊税条例」と同時に「白馬村持続可能な観光地経営に関する条例」を制定した。

持続可能な観光地経営に関する条例では、宿泊税の用途の基本方針を定めるとともに、用途を審議する観光地経営会議を地方自治法に基づく執行機関の附属機関と位置付け、さらに観光地経営会議が策定する観光地経営ビジョンをこの条例を根拠とした法定計画とした。また、観光地経営ビジョンを推進するための事業に要する財源として宿泊税を課することとし、宿泊税条例で賦課徴収について定めている。宿泊税と連動する形で、用途に関する条例を定め、宿泊税が観光地域づくりや観光地経営に確実に活用していくことを担保している。

2. 概要 [白馬村協議書より]

課税団体	長野県白馬村
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	白馬村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	美しい山岳景観と恵まれた自然、それらに育まれた生活と文化を守り、世界中から訪れる人それぞれに居心地のよさを提供することができる「マウンテンリゾート・Hakuba」としての魅力を高めるとともに、村民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 <ul style="list-style-type: none"> ・6千円以上2万円未満 150円（制度開始3年間は100円） ・2万円以上5万円未満 350円（同上 300円） ・5万円以上10万円未満 850円（同上 800円） ・10万円以上 1,850円（同上 1,800円）
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約2.5億円
課税免除等	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊 ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が1人1泊6,000円未満の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度）約0.3億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

白馬村宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、白馬村宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、長野県宿泊税と合わせて一泊につき300円（宿泊料金6千円以上2万円未満）、500円（同2万円以上5万円未満）、1,000円（同5万円以上10万円未満）、2,000円（同10万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

※10万円以上の区分についても、宿泊者の担税力を踏まえ、同様の税率区分を設定しているニセコ町の事例と比しても住民の負担が著しく過重とまではいえないのではないかと考えられる。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

白馬村宿泊税は、白馬村内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

白馬村宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。